「相続放棄・限定承認の申述の有無等の照会」について

大阪家庭裁判所

１　照会先の家庭裁判所について

相続放棄・限定承認の申述は，被相続人（亡くなられた方）の最後の住所地（住民票の写し又は戸籍の附票等で確認してください。）を管轄区域とする家庭裁判所で取り扱われます。大阪家庭裁判所本庁及び各支部の管轄区域は次のとおりです。

□　大阪家庭裁判所（本庁）

ア　所在地，担当部署等

〒５４０－０００８　大阪市中央区大手前４－１－１３

家事訟廷記録係（０６－６９４３－５７５９）

イ　管轄区域

大阪市，池田市，箕面市，豊能郡（豊能町，能勢町），豊中市，吹田市，摂津市，茨木市，高槻市，三島郡島本町，東大阪市，八尾市，枚方市，守口市，寝屋川市，大東市，門真市，四條畷市，交野市

□　大阪家庭裁判所堺支部

ア　所在地，担当部署等

〒５９０－００７８　堺市堺区南瓦町２－２８

訟廷記録係（０７２－２２３－８６３４）

イ　管轄区域

堺市，高石市，大阪狭山市，富田林市，河内長野市，南河内郡（太子町，河南町，千早赤阪村），羽曳野市，松原市，柏原市及び藤井寺市

□　大阪家庭裁判所岸和田支部

ア　所在地，担当部署等

〒５９６－００４２　岸和田市加守町４－２７－２

家事書記官室（０７２－４４１－６８０３）

イ　管轄区域

岸和田市，泉大津市，貝塚市，和泉市，泉北郡忠岡町，泉佐野市，泉南市，阪南市及び泉南郡（熊取町，田尻町，岬町）

２　照会することができる方について

□　**相続人**（相続放棄申述を受理された方は相続人には該当しません。）

□　**被相続人に対する利害関係者**（債権者等）

３　照会手数料について

照会に関する手数料は不要です。

4　照会手順について

□　照会書等の作成

ウェブサイトに掲載している「相続放棄・限定承認の申述の有無等についての照会書」及び「目録」を利用するなどして必要事項を記入し，上記１の管轄区域に応じて送付してください。

記入の際，戸籍（日本国籍を有しない方については，住民票の写し，死亡届記載事項証明書，死亡した外国人に係る登録原票の写し，家族関係登録簿，親子関係公証書又は父母の記載のある出生証明書等のいずれか）の**記載どおり正確に記入**してください。

なお，照会対象者の氏名に婚姻又は養子縁組等による変動がある場合には，旧姓等も必ず記入してください。

また，調査は記入された情報に基づいて行います。

おって，「目録」は原本１通及び写し１通を添付してください

□　照会書の添付資料等

照会書の添付資料等は，原則として次のとおりですが，追加資料が必要な場合には別途お知らせしますので，追送してください。

また，日本国籍を有しない方については，住民票の写し，死亡届記載事項証明書，死亡した外国人に係る登録原票の写し，家族関係登録簿，親子関係公証書又は父母の記載のある出生証明書等**（外国語で記載されているものは要翻訳添付）**のいずれかの公的書類を戸籍の代替としてください。

ア　相続人の場合

（ア）被相続人の死亡が記載されている戸籍（全部事項証明書）のコピー**（縮小コピー不可。以下同じ。）**

（イ）被相続人の最後の住所地の住民票の写し（本籍記載のもの）のコピー（保存期間の経過等により取得できない場合には，その旨の証明書及び被相続人の最後の住所地に関する事情説明書）

（ウ）照会者が被相続人の相続人であることを確認できる書類（戸籍等）のコピー

（エ）照会者が当該相続人本人であることが確認できる公的書類（運転免許証，パスポート等）のコピー

（オ）照会者の宛先宛名を記入して郵便切手を貼付した返信用封筒（重量超過で料金が不足する場合には，不足料金受取人払いで送付させていただくことがあります。）

イ　被相続人に対する利害関係者（債権者等）の場合

（ア）照会者資格証明資料

a　法人のとき

照会者が当該法人の代表者（登記されている支配人も可）であることを確認できる代表者事項証明書等の**原本**

b　法人でない社団又は財団のとき

照会者が当該法人でない社団又は財団の代表者であることを確認できる書類（マンション管理組合の理事長等代表者選任議事録及び管理組合規約等）のコピー

c　個人のとき

利害害関係人本人であることが確認できる公的書類（運転免許証，パスポート等）のコピー

ただし，当初の利害関係者について相続が開始しており，照会者が当初の利害関係者の相続人であるときは，照会者が当初の利害関係人の相続人であることを確認できる書類（戸籍，相続放棄申述が受理されていない旨の家庭裁判所からの回答書等）のコピー

（イ）利害関係疎明資料

利害関係の内容，利害関係者及び債務者等の住所，氏名並びに生年月日等の個人特定情報を確認できる契約書，印鑑登録証明書，登記事項証明書，判決書等のコピー（契約書等だけでは利害関係が把握できない場合には，利害関係を具体的に記載した利害関係説明書）

（ウ）被相続人情報確認資料

a　被相続人死亡の記載のある戸籍（全部事項証明書）のコピー

b　被相続人の最後の住所地の住民票の写し（本籍記載のもの）のコピー（保存期間の経過等により取得できない場合には，その旨の証明書及び被相続人の最後の住所地に関する事情説明書）

（エ）被相続人及び債務者等の同一性確認資料

被相続人と債務者等の住所の一致を確認できる住民票の写し（本籍記載のもの）又は戸籍の附票のコピー（保存期間の経過等により取得できない場合には，その旨の証明書並びに被相続人及び債務者等の同一性に関する事情説明書）

（オ）相続関係確認資料

債務者等の相続人について更に相続が開始しており，照会の対象となっている被相続人が債務者等の相続人であるときは，当該照会対象である被相続人が，債務者等の相続人であることを確認できる書類（戸籍，相続放棄申述が受理されていない旨の家庭裁判所からの回答書等）のコピー

（カ）債権回収委託関係確認資料

照会者が利害関係者から債権回収の委託を受けた者であるときは，利害関係者から照会者への委託を確認できる証明書の**原本**又は委託に関する契約書等のコピー

（キ）照会者の宛先宛名（代表者宛ではなく支社，支店又は営業所等宛でも可）を記入して郵便切手を貼付した返信用封筒（重量超過で料金が不足する場合には，不足料金受取人払いで送付させていただくことがあります。）

ウ　代理人弁護士の場合

相続人又は被相続人に対する利害関係者（債権者等）から委任された弁護士である場合には，上記ア又はイの所要の資料に加えて委任状の**原本**

なお，**弁護士以外の方は代理人にはなれません**。

５　調査対象期間について

調査できる期間は，以下のとおりです。

なお，申述がなされた後，３０年を経過しているものについては，調査不能です。

□　大阪家庭裁判所（本庁）

ア　被相続人の死亡日が平成１１年１月１日以降の場合

平成１１年１月１日から調査日の前日まで

イ　被相続人の死亡日が平成１０年１２月３１日以前の場合

いわゆる第１順位の相続人については，被相続人の死亡日から，それ以外の相続人については，いわゆる先順位の相続人の相続放棄申述が受理された日から，それぞれ３箇月間

ただし，相続放棄の申述等が平成１１年１月１日以降になされているときは，アと同じ期間で回答できることがあります。

□　大阪家庭裁判所堺支部及び同岸和田支部

ア　被相続人の死亡日が平成１８年１月１日以降の場合

平成１８年１月１日から調査日の前日まで

イ　被相続人の死亡日が平成１７年１２月３１日以前の場合

いわゆる第１順位の相続人については，被相続人の死亡日から，それ以外の相続人については，いわゆる先順位の相続人の相続放棄申述が受理された日から，それぞれ３箇月間

ただし，相続放棄の申述等が平成１８年１月１日以降になされているときは，アと同じ期間で回答できることがあります。

６　再照会の場合の添付資料について

「相続放棄・限定承認の申述の有無等の照会」に対する回答から**１年以内**に同一の利害関係に基づいて再照会を行う場合には，前回「回答書」のコピーを添付すれ

ば，上記４の□記載の添付資料等（返信用封筒を除く。）は，添付を省略できます。
ただし，照会者に関して変動があった場合（名称，代表者，住所の変更等）には，当該変動を確認できる資料の添付が必要です。

７　相続放棄等の申述受理証明書の申請について

「相続放棄等の申述受理証明書の申請」に対する証明書の発行に当たっては，さらに添付資料が必要となる場合があります。なお，「相続放棄・限定承認の申述の有無等の照会」と異なり，その発行に手数料（１件について収入印紙１５０円）が必要であることに注意してください。

また，「相続放棄等の申述受理証明書の申請」に先だって「相続放棄・限定承認の申述の有無等の照会」がなされている場合には，回答書の写しも添付してください。